

資料 2 - 1
添加物部会
令和 6 年 6 月 5 日

消 食 基 第 4 6 号
令 和 6 年 5 月 2 4 日

食品衛生基準審議会
会長 村田 勝敬 殿

内閣総理大臣 岸田 文雄
(公 印 省 略)

諮 問 書

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

1. メチルセルロースの規格基準の改正について
2. 二炭酸ジメチルの規格基準の改正について